

NoiseKen 使用済み製品 収集・運搬及び処分依頼書(約款付)

(1)

株式会社ノイズ研究所 カスタマサービスセンター

商談ID:

〒252-0237 神奈川県相模原市中央区千代田1-4-4 TEL:042-712-2021 FAX:042-712-2020 e-mail:csc@noiseken.com

受付日	年 月 日	受付担当者	
お客様情報 (排出事業者)	● 会社名		
	● 住所	〒	
	● ご担当者様	様	印
	● 電話番号	☎	
	● E-mail		
ご依頼内容	製品の情報		
	型式	製造番号	
	□ 水銀リレーユニット	()個	
	総重量	()kg	
備考			

※当該申込みにかかる契約の内容については、約款をご確認頂き承諾の上ご依頼願います。

- ① 本PDFファイル内の太枠内に入力後、PDFを印刷して捺印をお願いたします。
- ② 本PDFファイルに加え、印刷して押印後のスキャンしたPDFをメールにて送付ください。
(**入力されたPDFファイル1ファイル、押印済のスキャンしたPDFの計2ファイルを送付ください。)**)

※記入頂いた内容は(別紙)廃棄物管理票に転記し、管理に使用いたします。(https://emc.noiseken.com/t/1)

各廃棄物は当社(株)ノイズ研究所にて保管し、まとめて処分します。

※当社と(特別管理)産業廃棄物収集運搬及び処分について業者との間で、契約・マニュフェストを交付し適切に処分します。

本依頼書(約款付)にサインもしくは捺印頂く事で、当社(株)ノイズ研究所とお客様の収集・運搬及び処分委託契約の締結とみなします。

廃棄物処理法の定めに基づき、以下の書類についてお客様・弊社の双方で5年間保存する必要があります。

- ① 使用済み製品 収集・運搬及び処分依頼書(約款付)
- ② 廃棄製品の収集・運搬および処分に関する委託基本契約約款
- ③ 廃棄製品手分解終了の報告書
- ④ 廃棄物管理票
- ⑤ 廃棄依頼製品 最終処分完了報告書
- ⑥ マニフェスト(写し): 2種類

廃棄製品の収集・運搬および処分に関する委託基本契約約款

排出事業者(以下「甲」という。)と広域認定事業者: (株)ノイズ研究所(以下「乙」という。)は甲が廃棄する製品を乙が収集・運搬、処理再資源化する業務委託に関し、記載事項について定める。

本約款の目的

乙は環境大臣より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)に基づき、広域認定(認定番号第 341 号)を受けている。甲は自らが廃棄する製品を乙が収集・運搬、処理再資源化する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃掃法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

収集・運搬及び処理再資源化に関する乙の業務範囲は、以下のとおりとする。

甲が廃棄する製品を甲の指定する引き取り場所から回収し、適法処分・再資源化処理を行う。乙は処理が終了した際に「作業報告書」(依頼書、廃棄物管理票、マニュフェストの各書類を含む)を提出する。

1. 許可都道府県: 日本全国

2. 事業の範囲: 収集した対象品を手分解・分別等の処理。水銀使用産業廃棄物を含む特定部品の安定保管の為の処理・処分。

3. 産業廃棄物の種類: 対象機器(広域認定証に記載のとおり。)

乙は再委託先が行った委託業務に関する行為について、免責されるものではない。

第3条(甲乙の責任範囲)

甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な使用を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

第4条(再委託)

甲は乙が、当該広域認定範囲内業者に対し、本業務を再委託することに同意し、乙は認定範囲外の業者に対し本業務を再委託してはならない。

第5条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条(委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

第7条(業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託を行わないこととする。

2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第8条(料金・支払い)

本業務に伴う収集・運搬、処理費用は、乙による別紙見積書に基づき甲が支払うものとする。

第9条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定期量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第10条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第11条(契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1)乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬もしくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条(約款の保管)

甲は、廃掃法の定めに基づき、本約款を 5 年間保存しなければならない。

第14条(有効期限)

本約款は、第 2 条の回収依頼から 3 年間を有効期間とする。

以上